

平成 23 年 6 月 17 日

株主各位

中国工業株式会社
取締役社長 野村 實也

「第 61 回定時株主総会招集ご通知」の一部修正について

平成 23 年 6 月 10 日付でご送付申しあげました当社「第 61 回定時株主総会招集ご通知」の記載事項に一部誤りがありましたので、お詫び申しあげますとともに、本ウェブサイトをもちまして下記のとおり、修正のご連絡をさせていただきます。

記

【修正箇所】

株主総会招集ご通知 21 頁

株主総会参考書類 第 1 号議案 定款一部変更の件 (修正箇所を で表示)

【修正内容】

(修正後)

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;"><u>(期末配当及び基準日)</u></p> <p>第 4 6 条 (新 設)</p> <p>当社は、毎年 3 月 3 1 日を基準日とし、定時株主総会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に期末配当金として剰余金の配当を行う。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(剰余金の配当等)</u></p> <p><u>第 4 6 条 当社は、剰余金の配当等、会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u></p> <p><u>2 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として金銭による剰余金の配当を行うことができる。</u></p>

(修正前)

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;"><u>(期末配当及び基準日)</u></p> <p>第 4 6 条 (新 設)</p> <p>当社は、毎年 3 月 3 1 日を基準日とし、定時株主総会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に期末配当金として剰余金の配当を行う。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(剰余金の配当等)</u></p> <p><u>第 4 6 条 当社は、剰余金の配当等、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u></p> <p><u>2 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として金銭による剰余金の配当を行うことができる。</u></p>

以 上